

富山県 最終評価結果書

都道府県名	富山県	都道府県コード	160008
-------	-----	---------	--------

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	12	市町村					
(2) 協定数	307	協定	【うち集落協定	307	協定	うち個別協定	0
			集落協定参加者数	8,447	人		
(3) 交付面積	4,626	ha	【対象農用地面積	5,396	ha	交付面積率	85.7
			【協定締結面積	4,626	ha	協定締結面積率	85.7
			【地目別交付面積内訳	田 :	4,589	ha	畑 :
				草地 :	0	ha	採草放牧地 :
(4) 交付金額	745,860	千円	【うち共同取組活動分 :	432,106	千円	うち個人配分 :	313,754
							千円】

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等
	<p>・中間年評価において、市町村が要指導・助言と判断した114協定のうち、95協定はH31年度までの目標達成が見込まれ、19協定は引き続き指導・助言が必要とされた。</p> <p>・指導・助言が必要と評価されている項目で多いものは、「集落戦略への取組み」が99協定、「集落協定内での話し合い」が22協定となっている。</p> <p>・引き続き指導・助言が必要な協定に対しては、県・市町が連携して、優良事例の横展開や、抽出検査等による実施状況確認を通じて、活動への支援を行うこととしている。</p>
・指導・助言を行っている協定の現状	<p>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数 152 協定</p> <p>② 上記のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・31年度までに目標達成が見込まれる協定数 152 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定 ・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数 0 協定 <p>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数 114 協定</p> <p>④ 上記のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・31年度までに目標達成が見込まれる協定数 95 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 19 協定 ・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数 0 協定

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>・「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が最も多く全体の94%となり、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」(8%)、「担い手への農地集積」(5%)の順に取り組まれている。</p> <p style="text-align: center;">取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・集落マスタープランの作成を通して、集落内での危機感の共有、集落の課題・取組の明確化に効果があり、集落の取決めの着実な実行に有効であったと評価できる。</p> <p>・他集落や都市住民との交流、集落内で中心となる若手の確保(世代交代)など集落機能の強化が課題となっている。</p>												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p style="text-align: center;">取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・「農地の法面管理」が最も多く全体の81%となり、次いで「鳥獣害防止対策」、「賃貸借の設定・農作業の受委託」であった。</p> <p>・また、79%の集落協定が、本制度に取り組まなければ5年間に協定農用地に耕作放棄地が発生していたと回答している。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>集落協定</td> <td>個別協定</td> </tr> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>4,626 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>1 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・農地の法面管理、鳥獣害対策等に対する共同取組活動の実施により、耕作放棄地の発生防止に有効であったと評価できる。</p> <p>・担い手の農地集積は進んでおり、これ以上引き受ける余裕はない。交付金制度がなくなれば、耕作放棄となる可能性が高く、今後、新規就農や企業・地域外からの参入も必要。</p>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	4,626 ha	0 ha	② 農振農用地区域への編入面積	1 ha	0 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha
	集落協定	個別協定											
① 協定締結面積	4,626 ha	0 ha											
② 農振農用地区域への編入面積	1 ha	0 ha											
③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha											
	<p style="text-align: center;">取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・平成30年度交付額の28%の210,870千円が、水路・農道の管理費及び水路・農道整備に係る積立金に充当され、延べ1,634kmの水路、1,083kmの農道が適正に管理されている。</p> <p>・また、78%の集落協定が、協定締結を機に集落の協働意識が高まったと回答している。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>集落協定</td> <td>個別協定</td> </tr> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>1,633,888 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>1,082,644 m</td> <td>0 m</td> </tr> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,633,888 m	0 m	② 管理する農道の延長	1,082,644 m	0 m			
	集落協定	個別協定											
① 管理する水路の延長	1,633,888 m	0 m											
② 管理する農道の延長	1,082,644 m	0 m											

都道府県第三者委員会の意見	
<p>・第4期対策の実施効果については、一部に課題もあることから概ね評価できる。</p> <p>・本制度は所得補償という面も持っているが、人材は所得だけでは確保できない時代となっている。本制度を有効に活用するためにも、農業に拘らない柔軟な対応を地域だけでなく、国など行政側も考えていく必要があるのではないか。</p>	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○ ① 耕作放棄地の発生が防止された	<ul style="list-style-type: none"> ・維持が困難な農地が発生した場合に、集落ぐるみの共同取組活動により管理を行い、耕作放棄地を増やさないよう協力し合っているため、耕作放棄地は発生していない。 ・本制度に継続的に取り組むことにより、農地保全に対する意識が役員を中心として生まれ、集落全体で耕作放棄地の発生が防止された。 ・「交付金が無ければ営農をやめていた」という意見も聞かれ、当該制度に取組むことで、耕作放棄地の発生防止に効果があるものと考えられる。 ・アンケートにおいて、交付金がない場合には現在の協定農用地の1～2割程度が耕作放棄地となるとの評価を得ている。
○ ② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	<ul style="list-style-type: none"> ・非農業者を交えて活動を実施している集落については、農地に対する理解が図られ、本来の意味で共同的な活動が実施されている。 ・アンケートにおいて、本制度に取り組むことにより、ほとんどの集落で協働意識が一定程度高まったとの評価を得ている。 ・寄合や共同活動が増え、集落機能の向上がみられた。
○ ③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な見回り、計画的な修繕・補修等により、生産基盤が適正に維持管理できていることから評価できる。 ・修繕のコストや労務の負担が大きい点を考慮すると、交付金の活用により、維持管理が向上したと考える。
○ ④ 鳥獣被害が防止された	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみで電気柵等の設置や維持管理を行っていることにより、協定農用地への野生鳥獣の侵入が減り、農作物被害が減少した。
○ ⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	<ul style="list-style-type: none"> ・景観作物(ひまわり等)の作付け等、多面的機能を増進する活動が多くの集落で実施されている。
○ ⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織が第3期対策から平成30年度末までに新たに31組織が法人化され、安定的な担い手の確保につながった。(H26:39法人→H30:70法人)
○ ⑦ 担い手への農地集積が進んだ	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度により、市内9集落のうち2集落で集落営農組合の法人化が行われ、農地集積が進んだ。 ・当事業で共同活動を行うことにより、集落営農組織(担い手)の負担が軽減され、本来の生産活動に取り組めるようになり、農地集約が進んでいる。
○ ⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度により、農業用機械を購入できたため、集落内の担い手を中心に、農業用機械・施設の共同化が進んだ。 ・機械の共同利用を行うことで、集落内に団結が生まれた。
○ ⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
○ ⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の特産品(タケノコ、マコモダケなど)を栽培、加工し、直売所での販売や学校給食への提供に結び付ける取組みが行われた。
○ ⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	<ul style="list-style-type: none"> ・共同取組活動に非農家も参加することで交流意識が高まった。 ・収穫感謝祭を開催し、集落管理農地で育てたさといも鍋を地域住民に振舞い、交流を深めている。
○ ⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
○ ⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	
○ ⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
○ ⑮ その他	

都道府県第三者委員会の意見	
<p>・本県の場合、中山間地域でも基本的には集落営農組織の育成・強化を推進してきた。まず、集落の中でしっかりと話し合いを行い、共同作業や機械の共同利用などから協業化、そして法人化と経営基盤の強化を図ってきており、本制度の個人配分によって経営の安定化に寄与していると考えられる。</p> <p>・本県においては、基礎単価の部分を中心に多くの集落で集团的かつ持続可能な体制整備していることから、耕作放棄地の発生防止につながっているが、高付加価値農業や新規就農者の確保などの取組みは不十分である。</p>	

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。課題の詳細(●)、考えられる対策(○)

事項	課題の詳細及び対策	
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化により5年継続の見込みが立たない。 ● 新規の協定参加者が少なく、既存の参加者が高齢化してきており、活動が縮小化している。 ○ 交付金単価を下げるより、協定期間を短くできれば、少しでも協定の継続が容易。 ○ 交付金に係る事務の軽減や簡素化。 ○ 集落外の人材を活用するなど集落連携・機能維持加算の推進。 ○ SNS等を活用し、活動参加者を募集。
	○ ② 担い手の不在	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定内農地の転用は協定違反となるため、新規定住者(若い人)が集落に入っていない。 ● 農用地を維持はしているが、新規の担い手確保はできていない。 ● 農地転用が協定違反とならないように要件緩和が必要。 ○ 交付金に係る事務の軽減や簡素化。 ○ 担い手候補を交えて方策検討する。 ○ 集落外の人材を活用するなど集落連携・機能維持加算の推進。 ○ 農地中間管理機構の活用。

	○	③ リーダーや活動の核となる人材の不足	○集落外の人材を活用するなど集落連携・機能維持加算の推進。
営農に関する課題	○	④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	○農地の生産条件(圃場条件)の整備を行う。
	○	⑤ 野生鳥獣の被害	●被害が近年増加しており、協定参加者の耕作意欲が著しく削がれている。 ●柵設置の増加に伴い、維持管理が大きな負担となってきている。 ○電気柵を中心に対策の強化を図る。 ○他の交付金も活用しながら、隣集落と連携するなど広域的な対策が必要。
	○	⑥ 農業収入の減少	●地域の環境にあった高収益作物を導入し、常に一定の収入が見込める生産体制の構築が課題。
	○	⑦ 農作業の省力化	○スマート農業等を取り入れ、農作業の負担軽減に努める。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○	⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	○集落連携・機能維持加算の推進。
	○	⑨ 集落内の話し合い回数の減少	○人・農地プランに位置付けられている担い手やその候補者と共に協定者全員で考え、共同取組活動や生産活動の活性化のため、PDCAサイクルの中で成果を出し、話し合う有意性、楽しさを認識していく。
	○	⑩ 中山間地域の生活環境の改善	○自治会組織を通じて、市と協議を続ける。
本制度に関する課題	○	⑪ 交付金返還措置への不安	●高齢化により、次期対策中に協定書に基づく取組を継続できず、返還措置につながることで集落協定内で大きな懸念事項となっており、次期対策への取組み意欲を阻害する一因となっている。 ○返還の要件の緩和。
	○	⑫ 行政との連携不足	○集落が本制度への理解をより深めるためには、行政側からのわかりやすい説明はもとより、相談しやすい体制、関係づくりの構築に常に努めていく必要がある。
	○	⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	●高齢化が進んでおり、今後さらに5年間で本制度に取り組むことが困難となっている協定が多い。 ○(交付単価が多少下がってもやむをえないが、)協定期間を短く設定できるようになれば、少しでも長く協定を続けることができる。
	○	⑭ 事務負担の軽減	●多面的交付金にも取り組んでいる協定においては事務を同じ人が担当しており、負担が大きい集落がある。 ●高齢化が進んでおり、事務作業を担える者が減少。事務作業の増大に対する不安が大きく、次期対策への取組み意欲を阻害する一因となっている。 ●小規模であり交付金の額が少ない集落は、事務負担に見合う活動が行えないため意欲の低下が懸念される。 ○事務負担(書類)の簡素化できるような工夫が必要。 ○広域化の検討。
	○	⑮ その他	●本制度の現地確認は9月末までに行う必要がありますが、事業の半ばであり農業者も農作業等で多忙なので、現地確認を11月頃までにしてほしいとの意見がある。
		⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見			
<ul style="list-style-type: none"> 一部には、共同作業の人員確保が困難になってきており、共同取組活動の維持を強く意識して配分を確保している集落協定もみられる。 集落戦略を作成した集落協定は全体の1/3程度であることから、今後は全体が作成するように推進すべきである。 			

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由
次のような事例が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・集落内の高齢化が進み、農業生産活動等の継続が困難であると判断。 ・事務を行う人材がないことが取組み開始の障害となった。 ・取り組む方向で検討を行っていたが、集落内の話し合いが不調となった。 ・地域で営農継続をしないエリアを決め、それ以外を多面的機能支払で保全管理すると決めた。(積極的な撤退)

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	農地、水路、農道が適正に管理されるとともに、集落環境の保全も行われ、本制度は適正に実施されている。引き続き、耕作放棄の発生防止の取組みを支援。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	機械・農作業の共同化から、集落営農の法人化に至る事例も見られた。担い手への農地集積・集約化により、農作業の効率化にも寄与。引き続き、農地中間管理機構を活用した集積を推進。(高岡市五位、小矢部市五郎丸ほか)
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	農産物の直売や加工など地域特産物を活用した6次産業化の取組みも見られ、地産地消の推進や集落内収益力の向上につながっている。引き続き、集落の稼ぐ力のための取組みを支援。(氷見市胡桃、南砺市細野ほか)
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	集落内での連携のもと、農業体験、景観作物の作付などによる都市農村交流、学生インターンシップ受入など集落機能強化が図られている。優良事例の横展開による普及に努める。(富山市桐谷、魚津市小菅沼ほか)
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	高齢化、過疎化をきっかけに、担い手を中心に広域化協定を締結。農産物直売所やカフェを運営するNPO法人を設立するなどの地域活動が見られる。優良事例の横展開による普及に努める。(富山市小羽、小矢部市荒間ほか)
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	そばや棚田米など地形を活かした特徴ある農産物やイベント等を通して、集落内外の協力のもと保全活動を実施。その他のブランド化事例も含め、優良事例の横展開による普及・活動のPRに努める。(砺波市原野、氷見市論田ほか)
⑦ その他(省力化等)	体制整備単価の交付を目指したが、高齢化と過疎化により、基礎単価だけの交付となっている集落が、36協定ある。

⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	第3期対策から第4期対策にかけて、そして第4期対策中ともに個人配分への割合が高まってきている。各集落での協定での担い手に対する配分割合が、今後高まっていくと思われる。
都道府県第三者委員会の意見	
<p>・人手不足が第一の課題。移住者、Uターンなど新たな人材確保に期待したい。県は移住促進を担当する課と住居の調整をする課があるが、支援制度を横につなげることも重要。</p> <p>・この制度は所得補償という意味合いもあるが、人は所得だけでは来ない。農業に拘らない柔軟な対応の仕方が求められている。</p> <p>・5年のハードルというのは一番の課題。事業のスパンを短期にすべき。また、転用などによって返還になるのは何か悪いことをしたみたいなお話になり、制度を改めるべきではないか。</p>	

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見	
1	<p>本制度は、耕作放棄地発生抑止と農業生産活動の継続、高齢化や後継者不足等の課題を抱えていることから、次期対策の見直しにおいて以下の点に配慮願いたい。</p> <p>①協定期間の短縮、②返還措置の緩和、③事務の簡素化、④活動要件の緩和等 特に、5年継続のハードルが高く、次期協定に取り組むために(集落戦略の対象を拡大するなど)返還措置の緩和が求められている。</p> <p>2 新たな人材の育成、確保や地域の公的な役割を担う団体の設立などの集落機能強化、省力化技術を導入したスマート農業の推進など、制度の拡充。</p> <p>3 地域要件を満たさない地域でも農用地要件で他の中山間地域と同等の条件である地域から知事特認の対象とするよう要望がある。</p> <p>4 この制度は国土保全という重要な観点があるが、ある意味地域に任せきりとなり、地域が動かないと国土が保全されない仕組みになっている。確かに効果があった部分もあるし評価はできるが、例えば防災面では行政との連携を充実させた制度としてほしい。</p> <p>5 中山間地域はもう農業だけの問題ではない。農地維持だけ支援しても活性化は無理。農業は重要な産業であるが、観光なども含め、その拠点になるような主体をしっかりつくっていくことが先。地域運営組織、地域の中で地域を動かしていくような会社あるいは主体をつくっていくことが求められている。この制度が核になって進めるべき。</p> <p>6 地域支援には様々な制度があるが、制度間を連携させる大きな組織を作り、サポート体制を整備していく必要がある。この交付金で人材対策、事務処理の改善など使途にもっと幅を持たせるべき。</p>